

製造工程で発生する食品の廃棄量を削減したい！
廃棄していた食品を活用した商品の生産量を増やしたい！



未利用食品等活用支援補助金

をご活用ください！

補助内容

＜補助上限額＞1,000万円

＜補助率＞1 / 2以内

＜補助対象＞

- ・機械装置又は工具器具の購入、据付け又は修繕に要する経費
- ・工事費
- ・技術指導の受入に要する経費
- ・その他、知事が特に必要と認める経費

＜補助期間＞当該年度

申請要件

＜補助対象者＞以下を満たす中小企業者等

- ・フードバレーとちぎ推進協議会会員
- ・県内に主たる事業所を有する
- ・資本金の額又は出資の総額が5億円未満（みなし大企業は除く）

＜補助対象事業＞

以下のいずれかを満たす商品の生産性向上のために設備導入等を実施する事業

- ①生産実績が1年以上ある商品の、製造時に発生する未利用食品等を活用して作られた別商品
- ②生産実績が1年以上ある、未利用食品等の発生量削減を計画している商品

募集期間

令和6(2024)年

4月10日(水)～5月24日(金)17時 ※必着

応募・ 問い合わせ

○応募案内及び申請様式は県ホームページからダウンロードできますので、募集案内を熟読の上、申請書を作成し、工業振興課までメールしてください。

※県HP：

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r6_miriyousyokuhin_bosyuu.html

○事業計画の内容等についての相談を随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館6F 電話：028-623-3192 FAX：028-623-3945